

# 飲食店の時短営業等により 影響を受けた事業者に一時金を支給します

## 対象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や  
不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、  
売上が減少した中堅・中小事業者

## 要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、

### ① 緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること

農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に  
提供される財・サービスの供給者を想定しています。

または、

### ② 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛 による直接的な影響を受けたこと

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の  
影響を受けた者を想定しています。

により、**本年1～3月のいずれかの月の売上高が  
対前年比（または対前々年比）▲50%以上減少していること。**

支給額

中小法人等 上限60万円  
個人事業者等 上限30万円

算出方法： 前年または前々年の対象期間の合計売上  
- 2021年の対象月の売上×3  
対象期間：1月～3月  
対象月：対象期間から任意に選択した月

3月1日（月） 事前確認受付開始  
3月8日（月） 申請受付開始



## 3月1日（月）事前確認の受付を開始しました

- 不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請予定者が、①**事業を実施しているのか**、②**一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか**等を事前に確認します。
- 具体的には、「**登録確認機関**」が、TV会議又は対面等で、事務局が定めた書類（帳簿等）の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の**形式的な確認**を行います。
  - ▶「登録確認機関」は、一時支援金事務局のWEBサイトよりご検索いただけます。
- なお、登録確認機関は、当該確認を超えて、**申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません**。また、**事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません**。

**所属団体、事業性の与信取引先、顧問等の登録確認機関であれば、「給付対象を正しく理解しているか」等のみについて、電話にて事前確認を受けることができます。**

## 3月8日（月）申請受付を開始しました （特例申請については、3月19日（金）以降に受付開始の予定）

- 事前確認を受け終えた後に、事務局の**WEBサイトから申請**してください（事前確認を受け終えていない場合には、申請できません）。
- オンラインでの申請が困難な方におかれては、申請サポート会場をご利用ください。

### 【事前確認から申請までの手順】

- 1 **アカウントの申請・登録**（申請ID発番）  
・事前確認に**必要な書類の準備**
- 2 **身近な登録確認機関**を一時支援金事務局のWEBサイトから**検索**  
・登録確認機関に**事前確認の依頼・事前予約**（電話又はメール）  
★**事前予約せずに登録確認機関に訪問することは絶対に行わないでください**
- 3 **事前確認の実施**  
⇒TV会議/対面/電話を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認
- 4 事前確認完了後、マイページにて必要事項の入力等を行い、**事務局に申請**

【詳細はこちらをご覧ください】

- 一時金特設サイト（経済産業省HP）

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html)

- 一時支援金事務局WEBサイト

<https://ichijishienkin.go.jp/>

【お問い合わせ先】 一時支援金事務局 相談窓口（申請者専用）

● TEL：0120-211-240

● IP電話等からのお問い合わせ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

